

在宅訪問診療のご案内

当院は、在宅療養支援診療所（機能強化型在宅療養支援診療所〔連携型〕）です。在宅訪問診療とは通院が困難な方や退院後のケアが必要な方の同意を得て計画的かつ定期的な医療サービスを提供するものです。ご自宅等に医師が訪問診療し訪問看護等と連携をとり在宅療養をサポートいたします。

在宅訪問診療の内容

🌟 当院の訪問診療の対象となる患者様は次のような方です

- 通院が困難な方
- 自宅での療養を希望される方
- がん、末期、難病、重度障害者の方
- 病院から退院した後のケアが必要な方
- 在宅看取りを希望される方

🌟 当院の訪問診療では次のような医療を提供いたします

- 定期的な医師による診療、残薬調整後の服薬管理及び処方内容の調整
- 尿検査や血液検査
- 在宅酸素療法 等

🌟 当院の訪問診療開始までの流れは次のとおりです

訪問診療のご相談（当院までご連絡ください）



お申込み・ご契約

外来受診していただき病状を確認いたします。（ご家族様だけの来院でも結構です。）
定期的に訪問診療を行うスケジュールをご相談の上、決めさせていただきます。

～ お持ちいただくもの ～

- ・ マイナ保険証 又は、健康保険資格確認証
- ・ 介護保険証、負担割合証（要支援・要介護認定を受けている方）
- ・ お薬手帳
- ・ 情報提供書（病院退院後の方、他院より紹介を受けられた方、等）



医師による訪問診療開始

🌟 対応地域

- 南アルプス市全域

🌸 在宅訪問診療の費用について

訪問診療は健康保険適用です。

健康保険の自己負担分が費用としてかかります。

- ・在宅患者訪問診療料 890点
- ・在宅時医学総合管理料 月2回以上の訪問（重症度の高い患者） 4985点
月2回以上の訪問 4085点
月1回訪問 2505点
※ 処方箋を交付しない場合は300点を加算
- ・訪問看護指示料 300点
- ・検査料、処置料、点滴料等 その他必要に応じて算定
- ・薬代は調剤薬局にて別途かかります

🌸 居宅療養管理指導料（介護保険利用者対象）

※介護保険の要支援・要介護の認定を受けている方は、居宅療養管理指導料が別途かかります。
介護保険の要支援・要介護状態にある利用者が居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師が訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者ケアマネジャーに居宅サービス計画等の制作に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族の方に療養上の管理・指導・助言等を行います。

事業所番号：1911610218 名称：医療法人藤和会 斉藤医院

- ・医師居宅療養管理指導Ⅱ 299単位（月2回を限度とする）

🌸 料金について

【健康保険】1点 = 10円（端数処理：四捨五入）

例）890点+4985点+300点=6175点 61,750円（医療費総額）

1割負担の場合 6,180円

2割負担の場合 12,350円

3割負担の場合 18,530円

【介護保険】1単位 = 10円

例）299単位 = 2,990円（介護費総額）

1割負担の場合 299円

2割負担の場合 598円

3割負担の場合 897円

🌸 お支払いについて

清算は一月毎に行います。

翌月10日までに、下記時間内に窓口にてお支払いをお願いします。

※その他、ご不明な点がございましたら診療時間内に電話又は受付にてご相談ください。

外来診療時間 午前8時～12時 午後3時～6時まで
（木・土曜日の午後、日・祝日は窓口が休みになります）
南アルプス市在家塚1189 医療法人 藤和会 斉藤医院
電話 055-284-5771 ～24時間連絡可能です～